

別表 1

補助事業名	補助事業者
文化・スポーツ交流事業	山形県内に拠点をもつる団体（市町村、市町村が主宰する実行委員会、これまでに「山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金」の交付を受けた団体を除く。）
文化・スポーツ合宿事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の文化・スポーツ団体（これまでに「山形県スポーツ大会・合宿等誘致推進事業費補助金」、「山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金」の交付を受けた団体を除く。） ・ 文化・スポーツ団体に相当する海外の団体を招聘して、文化・スポーツ合宿等を主催する県内外の文化・スポーツ団体

別表 2

補助事業名	補助事業内容	補助の範囲		
		補助対象経費	補助金の額	補助上限額
文化・スポーツ交流事業	<p>次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県内で開催される音楽祭・芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の公演、スポーツ大会、スポーツイベント、シンポジウム等の文化又はスポーツを通じた交流事業であること。 ・ 参加者の数は100名以上であり、そのうち海外又は県外からの参加者は50名以上であること。 ・ 新規事業であること。 ・ 次年度以降も交流を継続すること。 ・ 文化事業については「beyond2020プログラム」の認証を取得し、加えて、県民に対して東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの周知を図る取組を行うこと。 ・ 県内市町村（県内市町村に類する団体として知事が認める団体を含む。）から本補助金と同額以上の補助金の交付を受けるものであること。 ・ 山形県から本補助金以外の補助金の交付を受け 	別表に掲げる経費	補助対象経費の総額の2分の1以内の額又は事業費総額から自己収入額（入場料、協賛金、他自治体からの補助金、参加者負担金等）を控除した金額のうちいずれか低い額	30万円

	<p>ていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。 			
	<p>次の全てに該当するスポーツ大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県内で開催されるものであること。 ・参加者及び観戦者の合計が1,000人以上であること。 ・日本国内外から参加者を募り、日本を含む5か国、地域以上からの参加があるものであること。 ・第32回オリンピック競技大会又は東京2020パラリンピック競技大会において実施される競技であること。 ・山形県から本補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。 ・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。 	別表に掲げる経費	開催地市町村における開催支援補助金又は負担金額の2分の1以内の額	100万円
文化・スポーツ合宿事業	<p>文化・スポーツ合宿及び練習・交流試合、大会で次の全てに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化・スポーツ施設を利用し、県内の宿泊施設に宿泊して実施するものであること。 ・合宿等期間中に1回以上、県内の団体又は地域住民と交流を図るものであること。 ・宿泊日数が連続3日以上であること。 ・延べ参加者数が50人泊以上であること。 ・県内市町村（県内市町村に類する団体として知事が認める団体を含む。）から本補助金と同額以上の補助金の交付を受けるものであること。 ・山形県から本補助金以外の補助金の交付を受け 	補助事業者が収支管理を行う当該補助対象事業に要する経費	延べ参加者数に1,000円（海外の文化・スポーツ団体においては3,000円）を乗じた額	20万円 （海外の文化・スポーツ団体においては60万円）

	ていないこと。 ・宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。			
--	---------------------------------------	--	--	--

[別 表] 補助対象経費

経費区分	費 目	内 訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣裳等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等
舞台運営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
大会・イベント運営費	参加費	選手等参加報酬、指導者報酬等
	運営費	競技役員経費、審判費用等
	演出費	演出料、音響費、照明費、会場装飾費等
会場設営費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	設備用具費	器具使用料、器具借料、運搬調整費等
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費・消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、移動用車両借上料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費	委託費	委託費
その他事業実施のために必要と認められる経費		

○補助対象とならない経費

事務職員給与、事務所維持費、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、ビザ取得経費、交際費、接待費、手土産代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、海外・県外からの参加者と県民との交流を主目的としたパーティーの軽食代、会議の際提供するお茶代、参加選手・競技役員等に係る補食や水分補給に係る経費は可。）、施設整備費、備品（5万円以上）等購入費等